

市場監視機能強化に向けた建議について

背景

- 資産運用立国に向けた官民一体の取組みが進展し、誰もが投資者となり得る中で、市場監視機能を一層強化し、従前の投資者も新たな投資者も共に安心して投資ができる公正・透明な市場を確立していくことが重要。
- 金融商品取引の複雑化・高度化・国際化の進展などがみられるなか、近年における証券監視委の検査・調査の結果等を踏まえると、以下の事例が認められており、これらに適切に対応できる実効性のある措置等を整備していく必要。
 事例 1. 不正と考えられる行為について、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例
 事例 2. 課徴金の額が低く（あるいは直接の対象にならず）、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例
 事例 3. 効果的・効率的な検査・調査に困難が生じている事例

建議 1

インサイダー取引規制における関係者の範囲について（事例 1. 関連）

発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者がインサイダー取引規制の対象外になる場合があるなど、規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならないものがある。

⇒ 公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要

建議 2

課徴金の適用範囲及び算定基準について（事例 2. 関連）

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、従来の方法では課徴金の算定が困難になりうる新しい形態である高速取引行為による不公正取引事案が認められている。

⇒ 実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要

建議 3

効果的・効率的な検査・調査の実施のための措置について（事例 3. 関連）

○ 建議 2 を踏まえ課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となってくる。

⇒ 対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要

○ 証券監視委の検査対象となる金商業者・上場企業等の多様化や当局間の国際協力の進展がみられる。

⇒ 国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構（IOSCO）の強化された多国間情報交換枠組み（EMMoU）への早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要

○ 金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応する必要がある。

⇒ 無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要